

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格※	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	2,010,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,518,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,371,700	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,320,000	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,028,280	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	823,428	-	-	-	-	-	
土地建物賃借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 九州総合通信局長 坂中 靖志 熊本県熊本市西区春日2-10-1	令和3年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。		会計法第29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	820,600	-	-	-	-	-	